

被留置者の再審査の申請及び事実の申告に関する規程

平成 19 年 5 月 30 日

公安委員会規程第 8 号

公安委員会委員長

被留置者の再審査の申請及び事実の申告に関する規程を次のように定める。

被留置者の再審査の申請及び事実の申告に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 230 条の規定による再審査の申請及び法第 232 条の規定による埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する事実の申告に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程で使用する用語は、法及び刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令（平成 18 年政令第 192 号）において使用する用語の例による。

(受理)

第 3 条 公安委員会は、再審査の申請又は事実の申告を受理したときは、不服申立て管理簿（別記様式第 1 号）に登載するものとする。

(調査の指示)

第 4 条 公安委員会は、再審査の申請又は事実の申告の処理に当たり必要があると認めるときは、埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）に対し調査書（別記様式第 2 号）により再審査の申請又は事実の申告に係る事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置をとらせるものとする。

(結果の報告)

第 5 条 本部長は、前条の規定による調査の結果及びその結果を踏まえて講じた措置を公安委員会に報告しなければならない。

(再審査申請書用紙の交付)

第6条 留置業務管理者は、被留置者が再審査の申請を希望する場合は、当該被留置者に対し、速やかに再審査申請書（別記様式第3号。以下「申請書」という。）の用紙を交付するものとする。

（申請書の作成）

第7条 留置業務管理者は、申請書を自書することができない被留置者から代書依頼の申出を受けた場合は、留置業務管理者が指定する留置担当官に代書させるものとする。

2 留置業務管理者は、被留置者が共同して、又は他の被留置者に代わって申請書を作成することを申し出た場合は、これを認めないものとする。

3 留置業務管理者は、再審査の申請をすることを希望する被留置者が申請書の発送を申し出た場合は、留置担当官を立ち会わせて、当該被留置者自ら封筒に申請書を入れさせ、封かんさせた上で、留置担当官に提出させるものとする。

4 留置業務管理者は、被留置者が作成中の申請書を保管場所に保管する場合は、留置担当官を立ち会わせて、当該被留置者自ら封筒に申請書を入れさせ、封かんさせるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、申請書の作成に関し必要な事項は、留置業務管理者が別に定める。

（再審査申請期間）

第8条 法第230条第3項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第3項の規定により再審査の申請の期間の計算に当たっては、同項の「送付に要した日数」に留置施設において申請書の送達手続に要した日数を算入するものとする。

（補正）

第9条 法第230条第3項において準用する行政不服審査法第23条の規定による補正は、申請書を提出した被留置者（以下「申請人」という。）に補正命令書（別記様式第4号）を送達することにより行うものとする。

（執行停止）

第10条 法第230条第3項において準用する行政不服審査法第25条第2項の規定による執行停止は、執行停止通知書（別記様式第5号）により行うものとする。

2 公安委員会は、前項の書面を当該留置業務管理者にファックスその他隔地者間の通信手段で文字による通信内容の記録が受信者に提供されるものを用いて送達することができる。

(裁決)

第 11 条 法第 230 条第 3 項において準用する行政不服審査法第 50 条第 1 項に規定する裁決は、裁決書 (別記様式第 6 号) により行うものとする。

(裁決書謄本の送達)

第 12 条 公安委員会は、申請人が処分庁と異なる留置施設に留置されている場合は、裁決書の謄本を当該留置施設の留置業務管理者に送付するものとする。

2 留置業務管理者は、法第 230 条第 3 項において準用する行政不服審査法第 51 条第 2 項の規定により裁決書の謄本が送付されたときは、速やかにこれを申請人に交付するものとする。ただし、釈放その他の事由により申請人に裁決書の謄本を交付できないときは、公安委員会に返送するものとする。

(再審査の申請の取下げ)

第 13 条 留置業務管理者は、申請人が再審査の申請の取下げをすることを希望する場合は、当該申請人に対し、再審査の申請取下げ書 (別記様式第 7 号。以下「申請取下げ書」という。) の用紙を交付するものとする。

2 公安委員会は、申請取下げ書を受理したときは、再審査の申請を終結させるものとする。

3 第 7 条第 1 項及び第 5 項の規定は、再審査の申請の取下げについて準用する。この場合において、同条第 1 項及び第 5 項中「申請書」とあるのは「申請取下げ書」と読み替えるものとする。

(事実申告書用紙の交付及び作成)

第 14 条 留置業務管理者は、被留置者が、法第 232 条第 1 項の規定による事実の申告をすることを希望する場合は、当該被留置者に対し、速やかに、事実申告書 (別記様式第 8 号。以下「申告書」という。) の用紙を交付するものとする。

2 第 7 条の規定は、申告書の作成について準用する。この場合において、同条中「申請書」とあるのは「申告書」と、「再審査の申請」とあるのは「事実の申告」と読み替えるものとする。

(事実申告期間)

第 15 条 法第 232 条第 3 項において準用する行政不服審査法第 18 条第 3 項の規定により事実の申告の期間の計算に当たっては、同項の「送付に要した日数」に留置施設において申告書の送付手続に要した日数を算入するものとする。

(補正)

第 16 条 法第 232 条第 3 項において準用する行政不服審査法第 23 条の規定による補正は、申告書を提出した被留置者 (以下「申告人」という。) に補正命令書を送達することにより行うものとする。

(確認結果の通知)

第 17 条 公安委員会は、法第 232 条第 3 項において準用する法第 164 条第 1 項に規定する事実の有無について確認したときは、その結果を通知書 (別記様式第 9 号) により申告人に通知するものとし、留置業務管理者に送付するものとする。

2 留置業務管理者は、通知書が送付されたときは、速やかにこれを申告人に交付するものとする。ただし、釈放その他の事由により申告人に交付できないときは、公安委員会に返送するものとする。

(事実申告の取下げ)

第 18 条 留置業務管理者は、申告人が事実の申告の取下げをすることを希望する場合は、その者に対し、事実の申告取下げ書 (別記様式第 10 号) の用紙を交付するものとする。

2 第 7 条第 1 項及び第 5 項並びに第 13 条第 2 項の規定は、申告の取下げについて準用する。この場合において、第 7 条第 1 項及び第 5 項中「申請書」とあり、並びに第 13 条第 2 項中「申請取下げ書」とあるのは「事実の申告取下げ書」と、同項中「再審査の申請書」とあるのは「事実の申告」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 23 日公安委員会規程第 6 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 28 日公安委員会規程第 7 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 28 日から施行する。

附 則（令和3年2月12日公安委員会規程第1号）

- 1 この規程は、令和3年2月12日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

不服申立て管理簿

番号	区分	受理 月日等	申立人 施設名・氏名等	要 旨	受 理 所 属	処理状況等		申立人へ の通知
						指示日	回答日	
	再審査申請 事実申告	月 日 ()				月 日 ()	月 日 ()	有 無 月日 ()
	再審査申請 事実申告	月 日 ()				月 日 ()	月 日 ()	有 無 月日 ()
	再審査申請 事実申告	月 日 ()				月 日 ()	月 日 ()	有 無 月日 ()
	再審査申請 事実申告	月 日 ()				月 日 ()	月 日 ()	有 無 月日 ()
	再審査申請 事実申告	月 日 ()				月 日 ()	月 日 ()	有 無 月日 ()

別記様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

埼玉県公安委員会

調 査 書

再審査の申請
公安委員会に対して申立てのあった
事実の申告 (別添) について、次の調査を
行い、その調査結果と講じた措置について回答されたい。

記

- 1 再審査の申請
事実の申告 に係る事実関係の有無
- 2 事実関係が確認できたときは、留置業務管理者の措置に係る問題点の有無

別記様式第3号(第6条関係)(表面)

再 審 査 申 請 書

埼玉県公安委員会 殿

申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第1項の規定により、再審査の申請を行います。

氏名 _____

収容留置施設 _____

釈放後の連絡先 _____

再審査の申請に係る措置(不服とする措置) _____ 法第230条第1項第 _____ 号

上記措置の告知があった年月日又は
上記措置があったことを知った年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記措置を行った留置施設 _____

上記措置に係る審査の申請の裁決番号 _____

上記裁決の告知があった年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

教示の有無及びその内容 _____

補正命令書

第 号

年 月 日

申請人

収容留置施設名

氏 名 殿

埼玉県公安委員会 

あなたの 再審査申請書 及び 事実申告書 は、次の事項が不適法ですから、

年 月 日までに補正してください。

執 行 停 止 通 知 書

第 号

年 月 日

申請人

収容留置施設名

氏 名 殿

埼玉県公安委員会 印

当公安委員会に対する再審査の申請に係る処分について、次のとおり執行を停止したので通知します。

- 1 再審査の申請の件名
- 2 再審査の申請に係る処分
- 3 執行停止事由
- 4 執行停止期間

裁 決 書

第 号

年 月 日

申請人

収容留置施設名

氏名

殿

年 月 日付け申立てのあった再審査の申請について、次の

とおり裁決します。

1 主文

2 事案の概要

3 再審査の申請人及び処分庁の主張の要旨

4 理由

埼玉県公安委員会



別記様式第7号（第13条関係）

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

収容留置施設 _____

氏 名 _____

再審査の申請取下げ書

私が提出した下記再審査の申請は、これを取り下げます。

記

事 実 申 告 書

埼玉県公安委員会 殿

申告日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第232条第1項の規定により、埼玉県公安委員会に対し、事実の申告を行います。

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

収容留置施設 _____

申告に係る事実 _____ 法第232条第1項第 _____ 号

上記事実があった年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記事実があった留置施設 _____

上記事実に係る通知番号 _____

上記通知を受けた年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

教示の有無及びその内容 _____

通 知 書

第 号

年 月 日

申告人

收容留置施設名

氏名 殿

年 月 日付けであった事実の申告について、次のとおり通知します。

埼玉県公安委員会 

別記様式第10号（第18条関係）

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

収容留置施設

氏 名

事実の申告取下げ書

私が提出した下記埼玉県公安委員会に対する事実の申告は、これを取り下げます。

記